

第6章 株式取得、合併等に関する業務

第1 概説

独占禁止法第4章は、事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立等の禁止（同法第9条）及び銀行業又は保険業を営む会社の議決権取得・保有の制限（同法第11条）について規定しているほか、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合及び不公正な取引方法による場合の会社等の株式取得・所有、役員兼任、合併、分割、共同株式移転及び事業譲受け等の禁止並びに一定の条件を満たす企業結合についての届出義務（同法第10条及び第13条から第16条まで）を規定している。公正取引委員会は、これらの規定に従い、企業結合審査を行っている。個別事案の審査に当たっては、必要に応じ経済分析を積極的に活用している。

また、公正取引委員会は、いわゆる第2次審査を行って排除措置命令を行わない旨の通知をした場合等について、当該審査結果を公表するほか、届出を受理した事案等のうち、企業結合を計画している事業者の参考に資すると思われる事案については、一定の取引分野の画定の考え方や独占禁止法上の判断の理由等についてできるだけ詳細に記載し、その内容を公表している。

第2 独占禁止法第9条の規定による報告・届出

独占禁止法第9条第1項及び第2項は、他の国内の会社の株式を所有することにより事業支配力が過度に集中することとなる会社を設立すること及び会社が他の国内の会社の株式を取得し又は所有することにより事業支配力が過度に集中することとなる会社に転化することを禁止しており、会社及びその子会社（注）の総資産合計額が、①持株会社については6000億円、②銀行業、保険業又は第一種金融商品取引業を営む会社（持株会社を除く。）については8兆円、③一般事業会社（①及び②以外の会社）については2兆円を超える場合には、(i)毎事業年度終了後3か月以内に当該会社及び子会社の事業報告書を提出すること（同条第4項）、(ii)当該会社の新設について設立後30日以内に届け出ること（同条第7項）を義務付けている。

令和3年度において、独占禁止法第9条第4項の規定に基づき提出された会社の事業報告書の件数は114件であり、同条第7項の規定に基づく会社設立届出書の件数は3件であった。

（注）会社がその総株主の議決権の過半数を有する他の国内の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主の議決権の過半数を有する他の国内の会社は、当該会社の子会社とみなす。

第3 銀行業又は保険業を営む会社の議決権取得・保有

独占禁止法第11条第1項の規定では、銀行業又は保険業を営む会社は他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の5%（保険会社は10%）を超えて取得・保有してはならな

いとされている。ただし、あらかじめ公正取引委員会の認可を受けるなど一定の要件を満たした場合は、同項の規定の適用を受けない（同条第1項ただし書、第2項）。

令和3年度において、公正取引委員会が認可した銀行業又は保険業を営む会社の議決権取得・保有の件数は15件であった。このうち、独占禁止法第11条第1項ただし書の規定に基づくものが13件（銀行業を営む会社に係るもの11件、保険業を営む会社に係るもの2件）、同条第2項の規定に基づくものが2件（全て銀行業を営む会社に係るもの）であった。また、外国会社に係るものはなかった（銀行業又は保険業を営む会社の議決権取得・保有の制限に係る認可についての詳細は、附属資料4-1表参照）。

第4 株式取得・合併・分割・共同株式移転・事業譲受け等

1 概要

- (1) 一定の条件を満たす会社が、株式取得、合併、分割、共同株式移転及び事業譲受け等（以下「企業結合」という。）を行う場合には、それぞれ独占禁止法第10条第2項、第15条第2項、第15条の2第2項及び第3項、第15条の3第2項又は第16条第2項の規定により、公正取引委員会に企業結合に関する計画を届け出ることが義務付けられている（ただし、合併等をしようとする全ての会社が同一の企業結合集団に属する場合等については届出が不要である。）。

企業結合に関する計画の届出が必要な場合は、具体的には次のとおりである。

ア 株式取得の場合

会社の属する企業結合集団（注1）の国内売上高合計額（注2）が200億円を超える会社が、他の会社であって、その国内売上高と子会社（注3）の国内売上高を合計した額が50億円を超える会社の株式を取得する場合において、当該会社の属する企業結合集団に属する会社が所有することとなる株式に係る議決権の数の割合が20%又は50%を超えることとなる場合（注4）

（注1）会社及び当該会社の子会社並びに当該会社の最終親会社（親会社であって他の会社の子会社でないものをいう。）及び当該最終親会社の子会社（当該会社及び当該会社の子会社を除く。）から成る集団をいう。

（注2）会社の属する企業結合集団に属する会社等の国内売上高を合計したものをいう。

（注3）会社が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等をいう。

（注4）ただし、あらかじめ届出を行うことが困難である場合として公正取引委員会規則で定める場合は、届出が不要である。

イ 合併の場合

会社の属する企業結合集団の国内売上高合計額200億円超の会社と国内売上高合計額50億円超の会社の場合

ウ 共同新設分割の場合

会社の属する企業結合集団の国内売上高合計額200億円超の全部承継会社と会社の属する企業結合集団の国内売上高合計額50億円超の全部承継会社の場合
 会社の属する企業結合集団の国内売上高合計額200億円超の全部承継会社と承継対象部分に係る国内売上高が30億円超の重要部分承継会社の場合
 承継対象部分に係る国内売上高が100億円超の重要部分承継会社と会社の属する企業結合集団の国内売上高合計額50億円超の全部承継会社の場合

承継対象部分に係る国内売上高が100億円超の重要部分承継会社と承継対象部分に係る国内売上高が30億円超の重要部分承継会社の場合

エ 吸収分割の場合

会社の属する企業結合集団の国内売上高合計額200億円超の全部承継会社と会社の属する企業結合集団の国内売上高合計額50億円超の被承継会社の場合
会社の属する企業結合集団の国内売上高合計額50億円超の全部承継会社と会社の属する企業結合集団の国内売上高合計額200億円超の被承継会社の場合
承継対象部分に係る国内売上高が100億円超の重要部分承継会社と会社の属する企業結合集団の国内売上高合計額50億円超の被承継会社の場合
承継対象部分に係る国内売上高が30億円超の重要部分承継会社と会社の属する企業結合集団の国内売上高合計額200億円超の被承継会社の場合

オ 共同株式移転の場合

会社の属する企業結合集団の国内売上高合計額200億円超の会社と会社の属する企業結合集団の国内売上高合計額50億円超の会社の場合

カ 事業譲受け等の場合

会社の属する企業結合集団の国内売上高合計額200億円超の譲受会社と国内売上高30億円超の全部譲渡会社の場合
会社の属する企業結合集団の国内売上高合計額200億円超の譲受会社と対象部分の国内売上高が30億円超の重要部分譲渡会社の場合

(2) 令和3年度において、独占禁止法第10条第2項等の規定に基づく企業結合に関する計画の届出を受理した件数は337件であった。

(3) 公正取引委員会は、企業結合により一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるかについて調査を行っている。

令和3年度に届出を受理した337件のうち、届出受理の日から独占禁止法第10条第9項（第15条第3項、第15条の2第4項、第15条の3第3項及び第16条第3項の規定により準用する場合を含む。）に規定する報告等の要請を行う日の前日まで（報告等の要請を行わない場合は、排除措置命令を行わない旨の通知を行う日まで）の期間に行う第1次審査で終了した件数は328件、第1次審査終了前に取下げがあった件数は8件、報告等の要請を行う日から意見聴取の通知を行う日まで（同通知を行わない場合は、排除措置命令を行わない旨の通知を行う日まで）の期間に行う第2次審査に移行した件数は1件であった。

令和3年度に届出を受理した337件のうち、独占禁止法第10条第8項ただし書（第15条第3項、第15条の2第4項、第15条の3第3項及び第16条第3項の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき、企業結合をしてはならない期間を短縮した件数は248件であった。

- (4) 令和3年度において、独占禁止法第10条第1項、第15条第1項、第15条の2第1項、第15条の3第1項又は第16条第1項の規定に違反するとして、同法第17条の2第1項の規定に基づき排除措置命令を行ったものはなかった。
- (5) 令和3年度において、第2次審査が終了したもののうち、届出会社が一定の適切な措置（問題解消措置）を講ずることを前提に独占禁止法上の問題はないと判断したものはなかった。
- (6) 令和3年度において、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第27条第1項（注5）の規定に基づく協議を受けた件数は2件であった。
 （注5）産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第70号）による改正後は第25条第1項
- (7) 令和3年度において、農業競争力強化支援法（平成29年法律第35号）第20条第1項の規定に基づく協議を受けた件数は1件であった。
- (8) 令和3年度において、地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律（令和2年法律第32号）第5条第2項の規定に基づく協議を受けた件数は1件であった。

第1表 過去3年度に受理した届出の処理状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
届出件数	310	266	337
第1次審査で終了したもの	300	258	328
うち禁止期間の短縮を行ったもの	(217)	(199)	(248)
第1次審査終了前に取下げがあったもの	9	7	8
第2次審査に移行したもの	1	1	1

第2表 過去3年度における第2次審査の処理状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
第2次審査で終了した件数	0	1	1
うち問題解消措置を前提に問題なしとした件数	0	1	0
排除措置命令を行った件数	0	0	0

（注）当該年度に受理したか否かにかかわらず、当該年度において処理したものについて記載している。

2 株式取得・合併・分割・共同株式移転・事業譲受け等の動向

令和3年度における株式取得の届出受理件数は、288件であり、前年度の届出受理件数223件に比べ増加している（対前年度比29.1%増）。

令和3年度における合併の届出受理件数は、10件であり、前年度の届出受理件数16件に比べ減少している（対前年度比37.5%減）。

令和3年度における分割の届出受理件数は、17件であり、前年度の届出受理件数7件に比べ増加している（対前年度比142.9%増）。

令和3年度における共同株式移転の届出受理件数は3件であり、前年度の届出受理件数0件に比べ増加している。

令和3年度における事業譲受け等の届出受理件数は、19件であり、前年度の届出受理件数20件に比べ減少している（対前年度比5.0%減）。

令和3年度に届出を受理した企業結合を国内売上高合計額別、議決権取得割合別・態様別、業種別及び形態別でみると、次のとおりである（第3表から第11表まで）。

(1) 国内売上高合計額別

令和3年度の企業結合に関する計画の届出受理件数について、それぞれ国内売上高合計額別にみると、次のとおりである。

ア 株式取得

株式取得会社の国内売上高合計額が5000億円未満の会社による株式取得が過半を占めている（第3表参照）。

イ 合併

存続会社の国内売上高合計額が5000億円未満の会社による合併が全てである（第4表参照）。

ウ 分割

(7) 共同新設分割

共同新設分割をする会社のうち、分割対象部分に係る国内売上高合計額が最も大きい会社の国内売上高合計額が1000億円未満の会社による共同新設分割が全てである（第5表参照）。

(4) 吸収分割

事業を承継する会社の国内売上高合計額が5000億円未満のものが過半を占めている（第6表参照）。

エ 共同株式移転

共同株式移転をする会社のうち、国内売上高合計額が最も大きい会社の国内売上高合計額が1000億円未満の会社による共同株式移転が全てである（第7表参照）。

オ 事業譲受け等

譲受会社の国内売上高合計額が5000億円未満の会社による事業譲受け等が過半を占めている（第8表参照）。

(2) 議決権取得割合別・態様別

ア 議決権取得割合別（注）

令和3年度の株式取得に関する計画の届出受理件数を議決権取得割合別にみると、総数288件のうち、20%超50%以下が72件（全体の25.0%）、50%超が216件（同75.0%）であった（第9表参照）。

（注）議決権取得割合とは、株式発行会社の株式を取得しようとする場合において、届出会社が取得の後において所有することとなる当該株式発行会社の株式に係る議決権の数と届出会社の属する企業結合集団に属する当該届出会社以外の会社等が所有する当該株式発行会社の株式に係る議決権の数とを合計した議決権の数の株式発行会社の総株主の議決権の数に占める割合である。

イ 態様別

令和3年度の企業結合に関する計画の届出受理件数を態様別にみると、合併については、総数10件の全てが吸収合併であった。分割については、総数17件のうち、2件が共同新設分割（全体の11.8%）で、15件が吸収分割（同88.2%）であった。また、事業譲受け等については、総数19件のうち、10件が事業の譲受け（全体の52.6%）、9件が事業上の固定資産の譲受け（同47.4%）であった。

(3) 業種別

令和3年度の企業結合に関する計画の届出受理件数を業種別にみると、次のとおりである（第10表参照）。

ア 株式取得

その他を除けば、卸・小売業が41件（全体の14.2%）と最も多く、以下、製造業が36件（同12.5%）、運輸・通信・倉庫業が18件（同6.3%）と続いている。

製造業の中では、化学・石油・石炭業及び機械業が各11件と多くなっている。

イ 合併

その他を除けば、製造業が3件（全体の30.0%）と最も多く、卸・小売業及び運輸・通信・倉庫業が各1件（同10.0%）であった。

ウ 分割

その他を除けば、製造業が7件（全体の41.2%）と最も多く、以下、卸・小売業が6件（同35.3%）、サービス業が2件（同11.8%）と続いている。

エ 共同株式移転

卸・小売業、サービス業及び金融・保険業が各1件（全体の33.3%）であった。

オ 事業譲受け等

製造業が6件（全体の31.6%）と最も多く、その他を除けば、以下、卸・小売業が4件（同21.1%）と続いている。

製造業の中では、機械業が3件と多くなっている。

(4) 形態別

令和3年度の企業結合の形態別の件数は、次のとおりである（第11表参照）。

なお、形態別の件数については、複数の形態に該当する企業結合の場合、該当する形態を全て集計している。そのため、件数の合計は企業結合に関する計画の届出受理件数と必ずしも一致しない。

ア 株式取得

水平関係が157件（全体の54.5%）と最も多く、以下、垂直関係（前進）及び混合関係（純粋）が各73件（同25.3%）と続いている。

イ 合併

混合関係（商品拡大）が4件（全体の40.0%）と最も多く、以下、水平関係及び混合関係（純粋）が各3件（同30.0%）と続いている。

ウ 分割

水平関係が15件（全体の88.2%）と最も多く、以下、垂直関係（前進）及び垂直関係（後進）が各5件（同29.4%）と続いている。

エ 共同株式移転

3件全てが水平関係であった。

オ 事業譲受け等

水平関係が10件（全体の52.6%）と最も多く、以下、垂直関係（後進）が8件（同42.1%）、垂直関係（前進）が3件（同15.8%）と続いている。

第3表 国内売上高合計額別株式取得届出受理件数

株式発行会社の 国内売上高 合計額 株式取得 会社の国内 売上高合計額	50億円以上 200億円未満	200億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上 5000億円未満	5000億円以上	合計
200億円以上 500億円未満	32	5	1	0	0	38
500億円以上 1000億円未満	40	5	5	1	0	51
1000億円以上 5000億円未満	60	20	12	9	2	103
5000億円以上 1兆円未満	30	7	1	8	1	47
1兆円以上 5兆円未満	13	9	2	3	0	27
5兆円以上	10	3	5	4	0	22
合計	185	49	26	25	3	288

第4表 国内売上高合計額別合併届出受理件数

消滅会社の 国内売上高 合計額 ／ 存続会社 の国内売上 高合計額	50億円以上 200億円未満	200億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上 5000億円未満	5000億円以上	合計
50億円以上 200億円未満	0	1	0	3	0	4
200億円以上 500億円未満	2	0	0	0	1	3
500億円以上 1000億円未満	0	0	0	2	0	2
1000億円以上 5000億円未満	1	0	0	0	0	1
5000億円以上 1兆円未満	0	0	0	0	0	0
1兆円以上 5兆円未満	0	0	0	0	0	0
5兆円以上	0	0	0	0	0	0
合計	3	1	0	5	1	10

(注) 3社以上の合併、すなわち消滅会社が2社以上である場合には、国内売上高合計額が最も大きい消滅会社を基準とする。

第5表 国内売上高合計額別共同新設分割届出受理件数

分割する会社2の 国内売上高合 計額（又は 分割対象 部分に係 る国内売 上高） 分割する 会社1の 国内売上高 合計額（又は 分割対象部分に 係る国内売上高）	30 億円以上 200 億円未満	200 億円以上 500 億円未満	500 億円以上 1000 億円未満	1000 億円以上 5000 億円未満	5000 億円以上	合計
50 億円以上 200 億円未満	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)
200 億円以上 500 億円未満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
500 億円以上 1000 億円未満	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)
1000 億円以上 5000 億円未満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
5000 億円以上 1 兆円未満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
1 兆円以上 5 兆円未満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
5 兆円以上	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)

(注) 共同新設分割をする会社のうち、国内売上高合計額又は分割対象部分に係る国内売上高が最も大きい会社を「分割する会社1」、その次に大きい会社を「分割する会社2」とした。また、() 外は事業の全部を承継する会社に係る国内売上高合計額による届出受理の件数であり、() 内は事業の重要部分を承継する会社の分割対象部分に係る国内売上高による届出受理の件数である（内数ではない。）。

第6表 国内売上高合計額別吸収分割届出受理件数

分割する会社の 国内売上高合 計額（又は 分割対象部 分に係る 国内売上 高） 承継する 会社の国内 売上高合計額	30億円以上 200億円未満	200億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上 5000億円未満	5000億円以上	合計
50億円以上 200億円未満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
200億円以上 500億円未満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
500億円以上 1000億円未満	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)
1000億円以上 5000億円未満	0 (3)	0 (0)	0 (1)	0 (2)	0 (0)	0 (6)
5000億円以上 1兆円未満	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)
1兆円以上 5兆円未満	0 (4)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (5)
5兆円以上	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	0 (10)	0 (1)	0 (2)	0 (2)	0 (0)	0 (15)

(注) () 外は事業の全部を承継する会社に係る国内売上高合計額による届出受理の件数であり、() 内は事業の重要部分を承継する会社の分割対象部分に係る国内売上高による届出受理の件数である（内数ではない。）。

第7表 国内売上高合計額別共同株式移転届出受理件数

株式移転 会社2の 国内売上 高合計額 株式移転 会社1の 国内売上 高合計額	50億円以上 200億円未満	200億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上 5000億円未満	5000億円以上	合計
200億円以上 500億円未満	0	1	0	0	0	1
500億円以上 1000億円未満	0	2	0	0	0	2
1000億円以上 5000億円未満	0	0	0	0	0	0
5000億円以上 1兆円未満	0	0	0	0	0	0
1兆円以上 5兆円未満	0	0	0	0	0	0
5兆円以上	0	0	0	0	0	0
合計	0	3	0	0	0	3

(注) 共同株式移転をする会社のうち、国内売上高合計額が最も大きい会社を「株式移転会社1」、その次に大きい会社を「株式移転会社2」とした。

第8表 国内売上高合計額別事業譲受け等届出受理件数

譲受け対象部分 に係る国内 売上高 譲受 会社の国内 売上高合計額	30億円以上 200億円未満	200億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上 5000億円未満	5000億円以上	合計
200億円以上 500億円未満	3	0	1	0	0	4
500億円以上 1000億円未満	3	0	0	0	0	3
1000億円以上 5000億円未満	4	1	0	0	0	5
5000億円以上 1兆円未満	2	0	0	0	0	2
1兆円以上 5兆円未満	2	0	0	0	0	2
5兆円以上	3	0	0	0	0	3
合計	17	1	1	0	0	19

(注) 2社以上からの事業譲受け等、すなわち譲渡会社が2社以上である場合には、譲受け対象部分に係る国内売上高が最も大きい譲渡会社を基準とする。

第9表 議決権取得割合別の株式取得届出受理件数

20%超50%以下	50%超	合 計
72	216	288

第10表 業種別届出受理件数

業種別	株式取得	合併	分割	共同株式移転	事業譲受け等	合計
農林・水産業	0	0	0	0	0	0
鉱業	0	0	0	0	0	0
建設業	10	0	0	0	1	11
製造業	36	3	7	0	6	52
食料品	2	0	0	0	0	2
繊維	0	0	0	0	0	0
木材・木製品	0	0	0	0	0	0
紙・パルプ	3	0	0	0	0	3
出版・印刷	0	0	0	0	0	0
化学・石油・石炭	11	1	1	0	1	14
ゴム・皮革	0	0	0	0	0	0
窯業・土石	1	0	2	0	0	3
鉄鋼	1	0	0	0	0	1
非鉄金属	1	0	0	0	0	1
金属製品	2	1	3	0	1	7
機械	11	1	0	0	3	15
その他製造業	4	0	1	0	1	6
卸・小売業	41	1	6	1	4	53
不動産業	11	0	0	0	0	11
運輸・通信・倉庫業	18	1	0	0	3	22
サービス業	17	0	2	1	1	21
金融・保険業	11	0	1	1	0	13
電気・ガス 熱供給・水道業	6	0	1	0	0	7
その他	138	5	0	0	4	147
合 計	288	10	17	3	19	337

(注) 業種は、株式取得の場合には株式を取得した会社の業種に、合併の場合には合併後の存続会社の業種に、共同新設分割の場合には分割した会社の業種に、吸収分割の場合には事業を承継した会社の業種に、共同株式移転の場合には新設会社の業種に、事業譲受け等の場合には事業等を譲り受けた会社の業種によった。

第11表 形態別届出受理件数

形 態 別		株式取得	合併	共同新 設分割	吸収分割	共同株 式移転	事業譲 受け等
水平関係		157	3	2	13	3	10
垂直 関係	前進	73	2	0	5	0	3
	後進	71	1	0	5	0	8
混合 関係	地域拡大	38	0	0	3	0	1
	商品拡大	41	4	0	0	0	0
	純粹	73	3	0	0	0	1
届出受理件数		288	10	2	15	3	19

(注1) 企業結合の形態の定義については、附属資料4-2(3)参照。

(注2) 形態別の件数については、複数の形態に該当する企業結合の場合、該当する形態を全て集計している。
そのため、形態別の件数の合計は、届出受理件数と必ずしも一致しない。

第5 主要な事例

公正取引委員会は、令和3年6月に㈱福井銀行による㈱福邦銀行の株式取得について、同年7月にセールスフォース・ドットコム・インク及びスラック・テクノロジーズ・インクの統合について、同年11月にグローバルウェーハズ・ゲーエムベーハーによるシルトロニック・アーゲーの株式取得について、審査結果を公表している。

いずれも令和3年度中に届出を受理したものであり、グローバルウェーハズ・ゲーエムベーハーによるシルトロニック・アーゲーの株式取得は第2次審査に移行したものである。

事例1 ㈱福井銀行による㈱福邦銀行の株式取得（令和3年6月16日公表）

公正取引委員会は、㈱福井銀行（以下「福井銀行」という。）による㈱福邦銀行（以下「福邦銀行」という。）の株式取得について、福井銀行から独占禁止法の規定に基づく株式取得に係る計画届出書の提出を受け、審査を行った結果、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと認められたので、福井銀行に対し、排除措置命令を行わない旨の通知を行い、本件審査を終了した。

(1) 本件の概要

本件は、福井銀行が福邦銀行の株式に係る議決権を50%を超えて取得すること（以下「本件行為」という。）を計画しているものであった。

(2) 本件の経緯

令和3年5月17日 本件行為に関する計画の届出の受理（第1次審査の開始）

6月16日 排除措置命令を行わない旨の通知

(3) 結論

公正取引委員会は、本件行為が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。

（詳細については令和3年6月16日報道発表資料「株式会社福井銀行による株式会社福邦銀行の株式取得に関する審査結果について」を参照のこと。）

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12151012/www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/jun/210616f.html>



事例2 セールスフォース・ドットコム・インク及びスラック・テクノロジーズ・インクの統合（令和3年7月1日公表）

公正取引委員会は、セールスフォース・ドットコム・インク（本社米国。以下「セールスフォース社」という。）及びスラック・テクノロジーズ・インク（本社米国。以下「スラック社」という。）また、両社をそれぞれ最終親会社として既に結合関係が形成されている企業の集団を併せて「当事会社グループ」という。）の統合について、当事会社グループから独占禁止法の規定に基づく株式取得及び合併に関する計画届出書の提出を受け、審査を行った結果、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと認められたので、当事会社グループに対し、排除措置命令を行わない旨の通知を行い、本件審査を終了した。

公正取引委員会は、本件について、オーストラリア競争・消費者委員会及び米国司法省との間で情報交換を行いつつ審査を進めた。

(1) 本件の概要

本件は、当事会社グループが、株式取得及び合併によって、セールスフォース社及びスラック社の統合（以下「本件行為」という。）を計画しているものであった。

(2) 本件の経緯

令和3年6月2日 本件行為に関する計画の届出の受理（第1次審査の開始）

7月1日 排除措置命令を行わない旨の通知

(3) 結論

公正取引委員会は、本件行為が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。

（詳細については令和3年7月1日報道発表資料「セールスフォース・ドットコム・インク及びスラック・テクノロジーズ・インクの統合に関する審査結果について」を参照のこと。）

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12151012/www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/jul/210701s.html>



事例3 グローバルウェーハズ・ゲーエムベーハーによるシルトロニック・アーゲーの株式取得（令和3年11月26日公表）

公正取引委員会は、グローバルウェーハズ・ゲーエムベーハー（本社ドイツ。以下「GW」といい、GWの最終親会社であるシノアメリカン・シリコン・プロダクツ・インクと結合関係が形成されている企業の集団を「GWグループ」という。）によるシルトロニック・アーゲー（本社ドイツ。）の株式取得について、GWから独占禁止法の規定に基づく株式取得に関する計画届出書の提出を受け、審査を行った結果、一定の取引分野における

競争を実質的に制限することとはならないと認められたので、GWに対し、排除措置命令を行わない旨の通知を行い、本件審査を終了した。

公正取引委員会は、本件について、シンガポール競争・消費者委員会及び米国連邦取引委員会との間で情報交換を行いつつ審査を進めた。

(1) 本件の概要

本件は、シリコンウェーハの製造販売業を営むGWグループに属するGWが、シリコンウェーハの製造販売業を営むシルトロニック・アーゲーの株式に係る議決権の70%以上を取得すること（以下「本件行為」という。）を計画しているものであった。

(2) 本件の経緯

令和3年5月17日 本件行為に関する計画の届出の受理（第1次審査の開始）

6月15日 報告等の要請（第2次審査の開始）

10月4日 全ての報告等の受理

（意見聴取の通知期限：令和4年1月3日）

11月26日 排除措置命令を行わない旨の通知

(3) 結論

公正取引委員会は、本件行為が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。

（詳細については令和3年11月26日報道発表資料「グローバルウェーハズ・ゲーエムベーハーによるシルトロニック・アーゲーの株式取得に関する審査結果について」を参照のこと。）

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12151012/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/nov/211126w.html>

